

1 検討の経緯

食肉中央卸売市場・と畜場については、令和3年3月の基本計画の策定以後、計画をより具現化するために、整備計画の策定に向けた検討を推し進めてきた。具体的には、事業手法の検討、事業費の精査、民間市場調査による計画の実現性の調査、各種法令手続きの整理等を行ってきた。

基本計画の実現性を確かめるために、食肉関連企業や事業に関連する民間企業等延べ約70社への市場調査を実施し、全国の複数の他市場へも状況調査を行った。その結果、基本計画時には事業の黒字化を見込んでいたが、民間のノウハウを用いたとしても、事業の黒字化が困難なことが判明した。また、事業費の精査をする中で、工事費高騰により事業費が増加することが分かり、資材価格の高騰や労務費の上昇は現在進行形で進んでおり、今後も事業費の更なる増加が懸念されている。

令和2年改正卸売市場法の施行により、中央卸売市場の自由化が進められ、公が流通規制を行う必要性が減退している中で、引き続き市が、市場を整備し、その多額の整備費や将来的な運営経費を負担していくべきなのか、改めて「[市場の在り方](#)について、再検討する必要性が生じてきた。

2 概算事業費の算出

算出に当たっては、事業期間を30年間とし、起債利子も含めた事業期間内にかかるトータルコストを以下のとおり試算した。

(1)施設整備費

概算事業費	基本計画	R6末時点における試算※	差額	増加の主な理由
建設費				
土木工事	15億円	41億円	26億円	物価・資材価格の高騰、軟弱地盤対策工事の追加
建築工事 (外構工事含む)	180億円	354億円	174億円	物価・資材価格の高騰、付帯設備の追加
調査設計費等	37億円	58億円	21億円	建築費増加に伴う設計費(工事価格の5%に設定)、監理費(工事価格の1%に設定)の増加
合 計	232億円	453億円	221億円	

※ 建設費は「日建設計標準建築費指数」、調査設計費等は「企業向けサービス価格指標」を使用

(2)総事業費

$$\text{施設整備費} + \text{維持管理運営費} + \text{施設更新費} + \text{起債利子} \\ 453\text{億円} + 483\text{億円} + 74\text{億円} + 180\text{億円} \quad \text{合計 } 1,190\text{億円}$$

(3)財源内訳

財源内訳	金額	備考
土地売却収入	52億円	
補助金	35億円	
公営企業債(30年)	366億円	施設整備費
公営企業債(10年)	74億円	更新、解体費
施設使用料等	285億円	30年分
一般財源	378億円	
合計 (総事業費)	1,190億円	

総事業費から土地売却収入、補助金、施設使用料収入等を引いた金額全てを、一般財源で負担することとなる。

一般財源負担額 合計
合計 818億円

出典:さいたま市総合政策委員会報告資料より岩淵友事務所作成 2025年12月18農林水産委員会 日本共産党 岩淵友

3 移転再整備事業の見直し

財源負担軽減のため、「移転再整備事業」について様々な視点で見直しを行った。

有効性の検討	●費用対効果の検証が行われているか ➢費用 移転再整備した場合の一般財源負担額は、818億円。 ➢効果 買参人の内訳は市内59者、市外71者、県外198者であり、市内への寄与率は高くない。	818億円の負担も、利用者は市外が多い
効率性の検討	●類似施設が存在しているか ➢県内にはさいたま市のほか5か所食肉処理施設あり。 ➢近隣には、東京食肉市場あり。	県内に類似施設がある
公民連携推進の検討	●民間事業者のノウハウを活用しているか ➢ノウハウを最大限生かすために、R4～R6に民間市場調査を実施。 ノウハウが生かしづらい業界であることが分かった。	民間のノウハウが生かしづらい
歳入の確保の検討	●積極的な財源確保に努めているか ➢財源確保に向け、補助金について協議、確認するが、現状の法制度や、現状以上の財政負担の軽減は見込めなかった。	大幅な財源確保を見込めない

➢移転再整備事業の見直しを行うも、事業費の削減効果が見込めず、費用対効果が低い。

4 食肉中央卸売市場・と畜場事業の検討

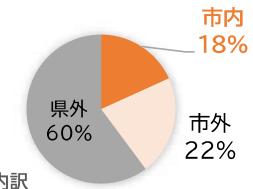
「食肉中央卸売市場・と畜場事業」について、必要性の検討を行った。

(1)事業の目的が失われていないか？

目的:食肉の公正かつ安定的な取引の確保、および市民への安心・安全な食肉の安定供給を担う。
➢食肉の市場経由率は8.1%に留まり、行政の担う役割が薄れてきている。

(2)緊急性度、優先度等が低下し、必要性が薄れていないか？

➢市内の畜産者数が乳牛3件、豚0件に減少、必要性が薄れてきている。
➢買参人の内訳は市内59者、市外71者、県外198者であり市外が多い。
➢当時は、生体の輸送が鉄道だったため、大宮駅の近くに建設された。しかし、現在は、輸送は鉄道からトラックに変化し、地理的な優位性を生かしづらくなってきた。



(3)市が実施すべき事業であるか？

➢卸売市場法の改正により、民間業者でも市場を開設・運営することができるようになった。

➢食肉中央卸売市場・と畜場事業については、市場を取り巻く環境の変化により、市の役割を見直す必要あり。

5 結論

令和2年改正卸売市場法の施行により、[中央卸売市場の自由化](#)が進められ、公が流通規制を行う必要性が減退している中で、引き続き本市が、市場を整備し、その多額の整備費や将来的な運営経費を負担して、市場を継続するのは困難な状況であるといえる。

結論

- 食肉市場の移転再整備事業は、中止とする。
- 食肉中央卸売市場・と畜場事業については、現施設での事業継続が困難なため、やむを得ず廃止とする。